

川口市水洗便所改造資金補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既設の便所等を水洗化し、公共下水道又は既設の排水設備に接続する工事を行う者に対し、予算の範囲内において川口市水洗便所改造資金補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市の下水道処理区域内及び川口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた区域内（以下「下水道処理区域内等」という。）において、水洗化率の向上を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 下水道処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (2) 私道共同排水設備 下水道法第10条第1項に規定する排水設備で、複数の建築物からの下水を公共下水道に排除するためのもの及びそれに付随する取付管等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の条件をいずれも満たす者とする。

- (1) 本市の下水道処理区域内等の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 上下水道料金を完納していること。

(制度の対象となる工事)

第4条 この要綱における制度の対象となる工事は、本市の下水道処理区域内等の建物において行う次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 既設のくみ取り式便所を水洗式にし、汚水管を公共下水道又は管理者が別に定める既設の排水設備に接続する工事
- (2) 既設の浄化槽による水洗便所の汚水管を公共下水道又は管理者が別に定める

既設の排水設備に接続する工事

(3) 前2号に掲げる工事と同時に行うその他の排水設備（管理者が別に定めるものに限る。）を新設し、又は改造する工事

（補助の対象となる条件）

第5条 前条各号の工事のうち、補助の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号の条件をいずれも（第4号については該当する場合に限る。）満たしている工事とする。

(1) 法第9条第1項の規定に基づき公共下水道の供用が開始された日（以下「供用開始日」）から翌年度2月末までに工事が完了していること。

(2) 川口市下水道条例（昭和47年条例第27号）第5条の規定による検査に合格した工事であること。

(3) 建物の新築又は建替えの建物工事に伴う水洗便所の工事ではないこと。

(4) 私道共同排水設備を整備した後、水洗便所の工事をする場合は、私道共同排水設備の検査に合格した日を第1号の供用開始日とする。

（補助対象費用）

第6条 補助金の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、対象工事に要する費用とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象費用の額とし、対象工事1件につき3万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事を施工する者の所在地が市外に存する場合の補助金の額は、対象工事1件につき1万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添えて供用開始日の翌年度末までに管理者に申請しなければならない。

(1) 排水設備等計画確認通知書の写し（川口市下水道条例施行規程（平成31年上下水道局規程第21号。以下「施行規程」という。）第7条第2項に規定する様式第2号）

(2) 排水設備等工事検査済証の写し（施行規程第8条第2項に規定する様式第4

号)

(3) 補助対象費用が記載された領収書の写し

(4) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び交付額の確定)

第9条 管理者は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、速やかに補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により補助金を交付することを適当と認めたときは、交付の決定をするとともに、補助金の額を確定し、様式第2-1号の通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 管理者は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、様式第2-2号の通知書により理由を付して当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付は、第2項の規定による補助金の交付決定後、速やかに行うものとする。

(補助金の取消し等)

第10条 管理者は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の目的に著しく反するとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月12日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。